

議案第 7 8 号

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

条例別紙のとおり

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による水道法の改正に伴い、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、施行に関する技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める者

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。